

令和6年（2024年）3月

## 平塚市議会定例会議案（2）



## 議 案 目 次

ペーパー

報告第 1 号 専決処分の報告について .....	1
議案第 8 号 平塚市農地等災害復旧事業分担金条例 .....	7
議案第 9 号 平塚市学校給食センターの設置等に関する条例 .....	9
議案第 10 号 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 .....	11
議案第 11 号 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例 .....	13
議案第 12 号 平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	15
議案第 13 号 平塚市子ども・子育て基金条例の一部を改正する条例 .....	17
議案第 14 号 平塚市手数料条例の一部を改正する条例 .....	19
議案第 15 号 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	21
議案第 16 号 平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例 .....	23
議案第 17 号 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第 18 号 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	27
議案第 19 号 平塚市介護保険条例の一部を改正する条例 .....	31
議案第 20 号 平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 .....	33

議案第 21 号	平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例	37
議案第 22 号	平塚漁港管理条例の一部を改正する条例	41
議案第 23 号	平塚市自転車競走実施条例の一部を改正する条例	43
議案第 24 号	平塚市建築基準条例の一部を改正する条例	45
議案第 25 号	平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補 償に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第 26 号	平塚市病院事業の設置等に関する条例及び平塚市下水道事業の設 置等に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第 27 号	事業変更契約の締結について	51
議案第 28 号	令和 6 年度平塚市一般会計予算	別冊
議案第 29 号	同 競輪事業特別会計予算	別冊
議案第 30 号	同 国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 31 号	同 水産物地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
議案第 32 号	同 介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 33 号	同 後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 34 号	同 病院事業会計予算	別冊
議案第 35 号	同 下水道事業会計予算	別冊

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



別 紙

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月10日

平塚市長 落合克宏



## 別 紙

### 1 賠償の理由

令和5年7月24日（月）午前10時45分頃、平塚市若草保育園に在籍する園児がテラスでの水遊び中に水道の蛇口に頭頂部を打ち、負傷したものです。

これは、保育中の事故であり、保育の責任は本市にあることから、本市において相手方の損害を賠償するものです。

### 2 賠償の金額

賠償金（保険適用外の療養費） 4,424円

### 3 賠償の相手方

平塚市小鍋島 [REDACTED]

[REDACTED]

親権者代表 母 [REDACTED]

### 4 支払方法

賠償金は、平塚市小鍋島 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。



平塚市農地等災害復旧事業分担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農地等災害復旧事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地等災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業（同条第7項の規定によりみなされる場合を含む。）であって、市内の農地等（同条第1項に規定する農地及び農業用施設をいう。）について施行するものをいう。
- (2) 受益者 農地等災害復旧事業の施行により利益を受ける者として市長が認めるものをいう。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、農地等災害復旧事業に要する費用から国及び神奈川県から交付される補助金の額を差し引いて得た額とする。

2 前項の分担金は、その農地等災害復旧事業の受益者から徴収する。

(分担金の納期限)

第4条 分担金を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その納入通知書を発する日から起算して30日を経過した日とする。

(延滞金の徴収)

第5条 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和34年条例第21号）の規定を適用して延滞金を徴収する。

(分担金の免除又は徴収延期)

第6条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めたときは、分担金を免除し、又はその徴収を延期することができる。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市学校給食センターの設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食センターの設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、平塚市立学校における給食の実施に必要な調理等の業務を一括して処理するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場として学校給食センターを設置する。

2 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 平塚市学校給食センター

位置 平塚市田村九丁目23番1号

(職員)

第3条 学校給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

（平塚市立学校給食共同調理場の設置等に関する条例の廃止）

2 平塚市立学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和44年条例第7号）は、廃止する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第3条第1項中「番号法」を「番号利用法」に、「並びに次項」を「、次項の規定によ  
り利用することができる利用特定個人情報を取り扱う事務」に改め、同条第2項中「番号  
法の」を「番号利用法の」に、「特定個人情報の提供」を「利用特定個人情報の提供」  
に、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「当該事  
務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、  
同条第3項中「番号法」を「番号利用法」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項の  
規定により利用特定個人情報を利用し、又は前項」に、「当該特定個人情報」を「当該利  
用特定個人情報又は特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



## 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例

平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

平塚市地域包括支援センター運営協議会	平塚市地域包括支援センターの設置、運営等について審議すること。	13人以内
平塚市特別養護老人ホーム整備事業事業者及び平塚市有料老人ホーム設置事業事業者選考委員会	平塚市特別養護老人ホーム整備事業事業者及び平塚市有料老人ホーム設置事業事業者選考について調査審議すること。	5人以内

」

を

「

平塚市地域包括支援センター運営協議会	平塚市地域包括支援センターの設置、運営等について審議すること。	13人以内
--------------------	---------------------------------	-------

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

地域包括支援センター運営 協議会委員	日額 11,300円	同上
特別養護老人ホーム整備事 業事業者及び有料老人ホー ム設置事業事業者選考委員 会委員	日額 11,300円	同上

」

を

「

地域包括支援センター運営 協議会委員	日額 11,300円	同上
-----------------------	------------	----

」

に改める。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(平塚市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 平塚市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「超える職員」の次に「（法律により任期を定めて任用される職員を除く。）」を加え、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける職員のうち、規則で定める年齢を超える職員は、前3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、この限りでない。

第6条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第6条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削り、第4項を第3項とする。

(平塚市職員の修学部分休業に関する条例及び平塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「給料の月額」の次に「（給料の調整額を含む。）」を加える。

(1) 平塚市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条

(2) 平塚市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第3号）第3条

(平塚市職員の結核性疾患により休養を命ぜられた者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 平塚市職員の結核性疾患により休養を命ぜられた者の給与等に関する条例（昭和26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料」の次に「（給料の調整額を含む。）」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中平塚市一般職員の給与に関する条例第6条の次に1条を加える改正規定並びに第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 平塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「第4条第10項」を「第4条第11項」に改める。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市子ども・子育て基金条例の一部を改正する条例

平塚市子ども・子育て基金条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市手数料条例の一部を改正する条例

平塚市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8項第3号オ（ア）中「118万円」を「145万円」に改め、同号オ（イ）中「141万円」を「172万円」に改め、同号オ（ウ）中「159万円」を「192万円」に改め、同号オ（エ）中「195万円」を「236万円」に改め、同号オ（オ）中「227万円」を「274万円」に改め、同号オ（カ）中「455万円」を「564万円」に改め、同号オ（キ）中「582万円」を「724万円」に改め、同号オ（ク）中「707万円」を「879万円」に改める。

別表第14項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第16項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。）」と、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条（見出しを含む。）の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平塚市国民健康保険税条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「100分の6.96」を「100分の7.29」に改め、同項第2号中「2万8,270円」を「2万8,530円」に改め、同項第3号ア中「1万8,530円」を「1万8,500円」に改め、同号イ中「9,265円」を「9,250円」に改め、同号ウ中「1万3,897円」を「1万3,875円」に改め、同条第2項第1号中「100分の2.82」を「100分の2.99」に改め、同項第2号中「1万920円」を「1万1,440円」に改め、同項第3号ア中「7,160円」を「7,420円」に改め、同号イ中「3,580円」を「3,710円」に改め、同号ウ中「5,370円」を「5,565円」に改め、同条第3項第1号中「100分の2.9」を「100分の2.88」に改め、同項第2号中「1万1,740円」を「1万1,690円」に改め、同項第3号中「5,940円」を「5,770円」に改める。

第11条第1項第1号ア中「1万9,789円」を「1万9,971円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,971円」を「1万2,950円」に改め、同号イ（イ）中「6,486円」を「6,475円」に改め、同号イ（ウ）中「9,728円」を「9,713円」に改め、同号ウ中「7,644円」を「8,008円」に改め、同号エ（ア）中「5,012円」を「5,194円」に改め、同号エ（イ）中「2,506円」を「2,597円」に改め、同号エ（ウ）中「3,759円」を「3,896円」に改め、同号オ中「8,218円」を「8,183円」に改め、同号カ中「4,158円」を「4,039円」に改め、同項第2号ア中「1万4,135円」を「1万4,265円」に改め、同号イ（ア）中「9,265円」を「9,250円」に改め、同号イ（イ）中「4,633円」を「4,625円」に改め、同号イ（ウ）中「6,949円」を「6,938円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「5,720円」に改め、同号エ（ア）中「3,580円」を「3,710円」に改め、同号エ（イ）中「1,790円」を「1,855円」に改め、同号エ（ウ）中「2,685円」を「2,783円」に改め、同号オ中「5,870円」を「5,845円」に改め、同号カ中「2,970円」を「2,885円」に改め、同項第3号ア中「5,654円」を「5,706円」に改め、同号イ（ア）中「3,706円」を「3,700円」に改め、同号イ（イ）中「1,853円」を「1,850円」に改め、同号イ（ウ）中「2,780円」を「2,775円」に改め、同号ウ中「

2, 184円」を「2, 288円」に改め、同号エ(ア)中「1, 432円」を「1, 484円」に改め、同号エ(イ)中「716円」を「742円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 074円」を「1, 113円」に改め、同号オ中「2, 348円」を「2, 338円」に改め、同号カ中「1, 188円」を「1, 154円」に改め、同条第2項第1号ア中「2万4, 030円」を「2万4, 251円」に改め、同号イ中「2万1, 203円」を「2万1, 398円」に改め、同号ウ中「1万6, 962円」を「1万7, 118円」に改め、同号エ中「1万4, 135円」を「1万4, 265円」に改め、同項第2号ア中「9, 282円」を「9, 724円」に改め、同号イ中「8, 190円」を「8, 580円」に改め、同号ウ中「6, 552円」を「6, 864円」に改め、同号エ中「5, 460円」を「5, 720円」に改め、同条第3項第1号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第2号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第4号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第6号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分ごとに出産被保険者1人について算定した額」を削り、同号アからエまでを削る。

第14条第1項第1号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び第14条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



## 平塚市介護保険条例の一部を改正する条例

平塚市介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,078円」を「31,865円」に改め、同項第2号中「41,679円」を「39,569円」に改め、同項第3号中「49,617円」を「48,323円」に改め、同項第4号中「59,541円」を「63,029円」に改め、同項第5号中「66,156円」を「70,032円」に改め、同項第6号中「76,080円」を「80,537円」に改め、同項第7号中「79,388円」を「84,039円」に改め、同項第8号中「82,695円」を「91,042円」に改め、同号ア中「125万円未満」を「150万円未満」に改め、同項第9号中「86,003円」を「98,045円」に改め、同号ア中「125万円以上150万円未満」を「150万円以上180万円未満」に改め、同項第10号中「92,619円」を「105,048円」に改め、同号ア中「150万円以上180万円未満」を「180万円以上210万円未満」に改め、同項第11号中「99,234円」を「119,055円」に改め、同号ア中「180万円以上210万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第12号中「105,850円」を「126,058円」に改め、同号ア中「210万円以上320万円未満」を「320万円以上400万円未満」に改め、同項第13号中「112,466円」を「147,068円」に改め、同号ア中「320万円以上400万円未満」を「400万円以上500万円未満」に改め、同項第14号中「125,697円」を「161,074円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円未満」を「500万円以上800万円未満」に改め、同項第15号中「138,928円」を「175,080円」に改め、同号ア中「500万円以上800万円未満」を「800万円以上1,000万円未満」に改め、同項第16号中「152,159円」を「189,087円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円未満」を「1,000万円以上1,500万円未満」に改め、同項第17号中「165,390円」を「196,090円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,847円」を「19,960円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,847円」を「19,960円」に、「25,140円」を「25,562円」に改め、

に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19, 847円」を「19, 960円」に、「46, 310円」を「47, 972円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第13条第5項中「現金の」を「現金を」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料について適用し、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

4 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の

場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「第4章」を「次章」に改め、「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに

応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和7年3年31日までの間は、この条例による改正後の平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

平塚漁港管理条例の一部を改正する条例

平塚漁港管理条例（昭和45年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

平塚市自転車競走実施条例（昭和37年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（入場料）

第4条 平塚競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、無料とする。ただし、市長が定める施設の入場者から徴収する入場料の額は、市長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市建築基準条例の一部を改正する条例

平塚市建築基準条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第69条第1項中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改め、同条第2項中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に、「第108条の3第1項第2号」を「第108条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和  
43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘  
禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

附則第1条の4第7項中「第13条の2第2項第1号ただし書」を「第13条の2第3  
項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第1条の4第7項の改正規  
定は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



平塚市病院事業の設置等に関する条例及び平塚市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 平塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第17号）第9条
- (2) 平塚市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年条例第32号）第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏



議案第27号

事業変更契約の締結について

(仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業につき、次のとおり事業変更契約を締結するものとする。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏

1 契約金額

変更前 16,086,317,227円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金1,456,783,377円）ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法により算定した物価変動、金利変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額

変更後 16,098,214,079円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金1,457,864,909円）ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法により算定した物価変動、金利変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額

2 契約の相手方 株式会社ひらつか学校給食サービス

平塚市四之宮一丁目 8 番 5 6 号

代表取締役 山本 徳憲

